資　料

学級機能回復のための学校支援対応表

稚内市〇〇中学校

稚内市教育委員会（スタッフ会議）

第一段階（初期対応）

【教職員の対応】
①情報収集と教育委員会等への連絡
②危機対応チームの編成
③緊急職員会議の開催
④「心のケア」の支援要請
⑥報道機関への対応

【生徒への対応】
①全校生徒への周知と指導
②関係生徒からの情報収集

【保護者等への対応】
①事件・事故・状況等の周知
②特別支援に関する対象保護者との懇談

①スタッフ会議の開催
②緊急支援チームの編成と派遣
③学校との情報の整理と共有化
④生徒への周知についての検討
⑤保護者の状況分析・対応策の検討
⑥特別支援対象者の状況、かかわり方の確認
⑦生徒全体の状態把握
⑧配慮を要する生徒の把握
⑨生徒の「心のケアのプログラム」の提示
⑩全教職員への助言
⑪当該学年・関係教職員との打ち合わせ
⑫支援チームの追加・人材の確保
⑬今後の対応の見通し

第二段階（展開対応）

【教職員の対応】
①生徒の「心のケアのプログラム」に向けた準備
②対応方針、個別指導と家庭訪問、病院等との連携、学習支援の強化

【保護者等への対応】
①緊急保護者会の開催
②地域への説明会等の開催
（ＰＴＡ・地域子育て連絡協議会等）
③特別支援に関する対象保護者との懇談

【児童・生徒への支援】
①生徒への「心のケアのプログラム」

【生徒への支援】
①生徒への「心のケアのプログラム」の実施

【教職員への支援】
①関係の深かった教職員に対するカウンセリング
②希望者への個人カウンセリング

【保護者への支援】
①希望者の個人カウンセリング
②学校に対する要望等の受け止め
③特別支援に関する外部相談機関の紹介
④総合的な保護者分析と情報の収集

中長期の段階（自律対応）

①生徒全体の状況確認
配慮を要する生徒の確認と「心のケア」
③校内教育体制・相談体制の充実
③学校の長期方針・保護者向け学習会、学級懇談会等の実施
④１か月、３か月、６か月後の生徒、教職員の状況把握

①生徒全体の状況の確認
②特に配慮を要する生徒の確認
③配慮を要する教職員の確認
④配慮を要する保護者の確認
⑤保護者及び教職員対象の学習会等の実施の見通し分析と支援
⑥１か月、３か月、６か月後の生徒、教職員、保護者の状況把握
⑦特別支援に関する支援措置・相談体制充実

発行：稚内市教育相談所　（平成 22 年 3 月作成）参照：東京都教育相談所